

会議等名	令和元年第5回海老名市外部評価委員会
日時	令和元年11月8日(金) 9:00～11:45
場所	海老名市役所 6階 第3委員会室
出席者	外部評価委員：田中委員長、城向副委員長、大島副委員長、長谷川委員、高橋委員、菅生委員、山田委員、霜田委員、杉山委員、谷村委員、西海委員(以上11名出席) 欠席：武井委員 第三者評価実施事業者：総合システム研究所 2名 事務局：川崎政策経営係長、森谷副主幹、杉野主任主事、笠本

開 会 (川崎係長)

あいさつ

田中委員長

議 題 (進行 田中委員長)

(1) 指定管理者に対する第三者評価について

- 資料に基づき、事務局より概要説明。
- 各施設の評価概要を総合システム研究所より説明。

質疑応答・意見交換

- ・ 第三者評価は指定管理が行っていることを評価し、より良い運営を示唆するためのものではないか。その点では、厳しい評価を行うべきであると思う。そうしなければ、第三者評価の趣旨に反するようになる。 (外部評価委員)
- ・ 第三者評価の事業者内で視点の統一をする必要があるのではないか。例えば、運動公園の評価では利用者会議について触れていたが、文化会館の評価では特に触れていないようである。人によって甘い基準があるようであれば、第三者評価のあり方そのものに関係してしまうように感じる。 (外部評価委員)
- ⇒ 評価のあり方といった点では、“第三者から見る”ということが重要である。他市での評価実績がある事業者を入札の条件にしている。細かい仕様の確認は所管課で行うべきことであると判断している。詳細の網羅するものではなく、全体を第三者の視点で見ってもらうことが必要であると考えている。 (事務局)
- ・ 業務監査ではない。第三者評価は、事実を事実として評価して、指定管理者の気づきを促すものである。奨励程度にとどめ、指示をするものではない。 (外部評価委員)
- ・ 第三者評価の前に当事者評価が行われていない印象。プールの安全監視員の人数は仕様では63人でとして積算しているのではないか。積算しているにも関わらず49人となっているのに、所管課がそのままにしているのは、第三者評価をすることで、所管課が行うべき評価が実施されていないからではないか。 (外部評価委員)
- ⇒ 仕様書から離れているわけではなく、市が求めている安全性は安全監視員が49人だとしても満たしていると報告を受けている。仕様上は『監視責任者常時1名以上、有資格者監視員常時2名』といった要求事項であり、人工についてまで仕

様で定めているものではない。そのうえで、指定管理者の企業努力により 63 人と提案がされたものである。しかし、提案されている 63 人が 49 人となっている経緯が所管課からも示されていないため、確認や調整を行っていく。

本来であれば、安全監視員の人数変更による安全性の担保、人件費の積算等について、市と協議がされているはずであり、その内容については、示すべきである。

(事務局)

- ・ 海老名市は学校のプールが廃止されており、学校の授業で使用されている。安全性は保たれていると言われても、指定管理者が必要と判断し、提案した人数を満たしていないのであれば、それは問題なのではないか。(外部評価委員)
- ⇒ 指定管理者が示した 63 人を 49 人にした具体的な理由・積算根拠が示されていないといけないと思う(業者)
- ・ 『何かがあってからではいけない』という認識がありながらも、以前の指摘事項に対する対応が行われておらず、以前から変化がみられないことはもっと問題視すべきではないか。(外部評価委員)
- ・ 第三者の視点となる場合に、『献身的に…』とあるが、こういった感情的な表現は適切でないように感じる。両施設の文章の統一が図られるべきではないか。(菅生)
- ・ どのような災害を想定されているのか。昨今の豪雨等への対応から考えると、十分ではなく、文化会館の A 評価は甘いように思う。(外部評価委員)
- ・ “危機管理”とは防犯と災害(台風・地震)の考え方がある。どちらについても日常的なトラブル回避、マニュアル作成を行っている。そういった面では、緊急時の対応が取れていると判断できる。施設自体の構造等については、指定管理者の所管外であり、市の責任で建設をしているものである。(外部評価委員)
- ⇒ 実際に施設を運営していく中で、指定管理者から見て、緊急時に対応を要する箇所があれば、所管課へ進言し、調整しているとのこと。(業者)
- ・ 第三者評価として事実を示して市へ進言することも必要なのではないか。(外部評価委員)
- ・ 指定管理者の提案事項について評価を行っているのか。提案されていない事項については、評価対象ではないと捉えてよいか。指定管理者から提案されていない指定管理運営の全体の評価を行うことは出来るのか。(外部評価委員)
- ⇒ 基本的には仕様書や指定管理者の提案事項についての評価となる。(事務局)
- ・ そのあたりも踏み込んだ評価や第三者の視点を入れることができた方がいいのではないか。ただ運営をやっていればいいだけではない(外部評価委員)
- ・ 利用者アンケートなどから意見聴取をし、建設的で今度のより良い施設を目指した評価を行うべきではないか。決まったことができればよいついていうのはどうなのか。(外部評価委員)
- ・ 指定管理者と市で行うことを分けて考えなければいけない面もある。評価は評価として、現段階でも様々な意見が出たのだから、今後指定管理者を選定する際の参考にしてもらいたい。(外部評価委員)
- ⇒ 施設の維持管理について、市が求めている部分と提案された部分について、第三者評価を行っているが、実際に指定管理を行うなかで民間の視点でのアイデアが発出する場合もある。そういったものを市の基準として取り入れることも必要である。いただいたご意見は所管課へも伝えていきたい。(事務局)

## (2) 次年度への取り組みについて

○資料2に基づいて事務局より説明

- ・ 以前は、予算編成会議の際に外部評価委員から提案をしたが、効果的でないと判断し、今年度も予算編成会議へは出席しなかった。資料2（次年度への方向性）を基に市長と意見交換を行う場を設ければ、次年度予算へ反映しやすいのではないか。（外部評価委員）
- ・ 市長に調書を渡すときに、グループごとにコメントを伝えたが、文面だけではなく、面と向かって伝えることができたのは、とても良かった。（外部評価委員）
- ⇒ 企画財政課で予算編成を担当していることから、この時期に課内で周知を行うことは可能であるが、市長との意見交換の場を設けることについては、検討が必要。（事務局）
- ・ 外部評価の意見が直接的に伝わっていない印象。評価とアクションがつながる気がする。資料2を基にいくつかの事業だけでも、ヒアリングを行い、考え方のすり合わせを行った方がよいのではないかと。評価の方法の検討を行っていくべきである。（外部評価委員）
- ⇒ 今後検討していく。（事務局）
- ・ 所管課と外部評価委員会との意見のすり合わせは必要だと思う。文章での受け取り方が変わってくる気がする。時間を作ってもらいたい。（外部評価委員）

## (3) 次年度の外部評価方法の検討について

○資料3に基づいて事務局より説明

- ・ 令和3年度から新総合計画の評価となるため、評価の方法の検討が必要となってくることから、令和2年度の評価は、今年度と同様の方法で行う必要はないのではないかと。第4次総合計画の最終年度ではあるが、新総合計画評価に向けた試行的な評価を行う1年とするのも良いのではないかと。（外部評価委員）
- ・ 評価対象の事業をグループごとに絞る、調書の一部を重点的に書くなど試行的に行うのはどうか。（外部評価委員）
- ・ 事業項目にない事業を評価してみたい。時間外勤務手当の状況、採用の方法、備品の調達の流れなど。（外部評価委員）
- ・ 事業数を絞って行うのであれば、今年度実施しなかったヒアリングを実施した方が良いのではないかと。文章のやり取りだけでは伝わらないもどかしさが残る。けれども、今までと同じように多くの事業のヒアリングを行うのでは、担当課などの負担も今年度より増えてしまう。今年度ヒアリングを実施しなかったことで伝わりきらなかった部分もあったように思う。（外部評価委員）
- ・ 外部評価の運用、1年を通したスケジュールが明確になっていないように感じる。そういったところも検討しなければならないのではないかと。（外部評価委員）
- ⇒ 令和3年度からの新総合計画における行政評価は、大幅な見直しが考えられる。運用についても、現在検討を進めているところである。（事務局）
- ・ 先程意見にもあったように、令和2年度の評価は、令和3年度を見据えた評価方法を試行的に実施し、そこで見えた課題を令和3年度に活かしていくことが有益である。今年度・来年度を新総合計画評価の試行的期間として有効に使うべきではないかと。（外部評価委員）

- ⇒ 令和2年度に新総合計画の評価方法を試行的に取り組むことについては、意見として頂戴する。試行的に取り組むためには新総合計画の評価方法についてある程度お示ししなければならないことから、実施の可否も含めて調整・検討していく。  
(事務局)
- ・ 令和2年度に評価対象となる予定であった事業について、評価を行わなくてよいのか。評価を待っていることも考えられるのではないかと。(外部評価委員)
- ⇒ 今年度と来年度の評価対象事業は平成27年度から29年度の外部評価において『見直し〇〇』と評価を受けた事業である。今回このような事業を対象とした背景には、行政評価の内容が反映されているか、『見直し』がされているのかを検証する意図もある。そのため、来年度に当初の予定から方向転換することが有益であるかという点については、課内で検討を行いたい。(事務局)
- ・ 事務事業評価が予算事業評価になったとしても、これまで行ってきた評価がなくなるわけではないことから、大きな変化とはならないのではないかと。(外部評価委員)
- ⇒ 次回の全体会の際にお示しできればと思っている。(事務局)
- ・ 今回評価対象は『見直し〇〇』となった事業と新規事業である。前者については、比較評価を行っているが、新規事業については行えない。このことは行政としての公正さに欠くように感じた。(外部評価委員)
- ⇒ ご意見として承る。評価対象事業については、現在検討を行っているが、今回評価を行った中で、前回評価を行った時点から事業内容が大きく変わっており、比較評価が難しい事業も見受けられた。来年度についてどのように評価をするかは、先ほどご意見をいただいたこともあり、決定していないが、今年度と同様の評価方法・対象とする場合には、比較評価が可能な事業であるのかなど事前に担当課へ確認を行うなど事務局での精査を行いたいと考えている。(事務局)
- ・ 行政評価制度としても、明確な基準を設けて公平公正な評価を行うようにすべきである。(外部評価委員)
- ・ 各事業にどのような課題があり、どのように対応しているかということが調書からも、ヒアリングからも見えてこないことが多い。ヒアリングを行っても事業概要の説明で時間が終わってしまうのは、効果的でない。(外部評価委員)
- ・ 見やすい調書というのが例年課題となっているが、文字の大きさを揃えるなど基本的な統一を図り、記載内容についても優先順位をつけるよう指示してもらいたい。(外部評価委員)
- ⇒ 評価方法の如何にかかわらず、事務局にて対応可能。(事務局)
- ・ 次年度評価対象とされている事業のなかでも、議論の余地がない事業もある。外部評価において、評価をすることが効果的な事業について選定し、評価を行うのも方法ではないか。予算規模など基準を設けて評価対象事業を絞る方法もある。(外部評価委員)
- ・ ご意見として承る。行政としてPDCAを回す観点から、評価を行う必要性もある。事業を選定するか否かについても検討をさせていただきたい。(事務局)
- ・ 第三者評価において『達成指数』を出していたが、非常にわかりやすいと感じた。行政評価においてもこのような方法をとってはどうか。明確な基準を設けることは可能ではないか。(外部評価委員)

- ・ 次年度評価方法は次回の全体会の際に示されるとのことだが、その内容について大きな変更を求めることは可能か。難しいようであれば、事前に判断する場を設けていただきたい。案の作成においては、三役と調整を行っていただきたい。(外部評価委員)
  - ・ 今年度の残りの事業を評価対象としてもいいが、ヒアリングなどを含めてやり方を変えなければならぬ。同じように行えば、様々な意見が出てきてしまう。正確に評価をすることが重要である。また、施策に適切な事業が配置されているか否かを判断することができる。行政のなかでは見えていない視点を外部評価委員からの意見で気づくことができる。現状維持ではない方法を考えなければならない。外部評価を行う意義は、評価の仕組み・総合計画が変わろうと不変であると考え。ヒアリングを行うならば、単なる事業理解のためのヒアリングではなく、事業を理解したうえでのヒアリングを行うべきである。定量的な評価を行うための仕組みづくりを行っていききたい。(外部評価委員)
- ⇒ いただいた意見を基に、やり方などの検討を行い、一度委員長に示し、三役会議開催の有無を判断いただく方法でよいか。(事務局)

#### (4) その他

○次回の第6回海老名市外部評価委員会全体会について

日時：令和2年1月28日(火) 午前10時から

場所：未定(後日連絡)

閉 会

以 上